

# 衆憲資第73号～第75号 追補

平成25年6月  
衆議院憲法審査会事務局

## 目 次

### 衆憲資第73号「日本国憲法の改正手続に関する法律（憲法改正国民投票の投票権年齢に関する検討条項）に関する参考資料」の追補

- 「年齢条項の見直しに関する検討委員会」の活動状況（※更新） ..... 1
- 法案の審議経過及び国会・政府の動き（※更新） ..... 2
- 世界各国・地域の選挙権年齢及び成人年齢（※更新） ..... 4
- 選挙権年齢の推移（※新規） ..... 5（略）

※ 法務省ホームページ 法制審議会民法成年年齢部会第13回会議 配布資料42 総務省作成資料 p.6

<<http://www.moj.go.jp/content/000012511.pdf>>

### 衆憲資第74号「日本国憲法の改正手続に関する法律（国民投票運動と公務員の政治的行為の制限に関する検討条項）に関する参考資料」の追補

- 公務員の政治的行為の制限に関する主な判決例（※更新） ..... 6

### 衆憲資第75号「日本国憲法の改正手続に関する法律（憲法改正問題についての国民投票制度に関する検討条項）に関する参考資料」の追補

- 最近のイスにおける憲法改正国民投票に関する新聞記事（※新規） ..... 10  
(略)
- ※ 平成25年3月4日 日本経済新聞（夕刊）「イス国民投票 企業トップの高額報酬 NO」、平成25年3月4日 朝日新聞（夕刊）「経営者の報酬額、株主が決める」

### 3 「年齢条項の見直しに関する検討委員会」の活動状況

附則3条及び参議院憲法調査特別委員会での附帯決議を受けて、平成19年5月、内閣に、内閣官房副長官を委員長とし、各府省庁の次官級を構成員とする「年齢条項の見直しに関する検討委員会」が設置された。

同検討委員会においては、対象となる所管法令について必要となる法制上の措置等について検討が進められて、第2回（平成19年11月1日）には、配付資料に「今後のスケジュール等」として「平成21年臨時会又は平成22年常会への法案提出を念頭に、法制上の措置についての対応方針を決定できるよう検討をするものとする」とされていたところである。

第4回（平成22年4月20日）では、「選挙権年齢の検討状況等について」が議事次第に挙げられ、また、検討対象法律が196本（政省令を合わせた検討対象法令は全体で318本）にのぼることが示された。

同検討委員会は、その後開催されないまま、憲法改正手続法（平成19年法律第51号）は平成22年5月18日に施行。

第5回検討委員会は平成24年2月24日に開催され、配付資料によれば、検討対象法律は204本（政省令を合わせると338本）となっている。

※衆憲資第73号 38、39ページには、「年齢条項の見直しに関する検討委員会」第4回配付資料が掲載されていますが、検討対象法令数等の最新の状況については、審査会当日に内閣官房から配付される資料「年齢条項に関する法令の検討状況」をご参考ください。

## ○法案の審議経過及び国会・政府の動き

年月日	国会の動き	政府の動き
平成17年 9月22日	衆議院憲法調査特別委員会を設置し、調査開始	
平成18年 5月26日	自民・公明案、民主党案を提出	
12月14日	上記の両案について各修正要綱案を発表	
平成19年 1月25日	参議院憲法調査特別委員会を設置	
3月27日	自民・公明党が併合修正案を提出	
4月10日	民主党が修正案を提出	
12日	自民・公明党の併合修正案可決。翌13日本会議で可決し参議院へ送付	
16日	参議院本会議で趣旨説明。翌17日委員会審議入り	
5月11日	参議院憲法調査特別委員会で附帯決議を付して可決	
14日	参議院本会議で可決し、憲法改正手続法成立	内閣に「年齢条項の見直しに関する検討委員会」を設置することを決定。 →内閣官房副長官を委員長とし、各府省庁の次官級で構成
17日		第1回「年齢条項の見直しに関する検討委員会」 →関連法令の年齢条項の見直しを確認
18日	法律公布（平成19年法律第51号）	
8月7日	衆参憲法審査会の設置	
11月1日		第2回「年齢条項の見直しに関する検討委員会」 →①法律191本（政省令を含めると308本）が検討の対象になること、②平成21年後半から平成22年初めまでに関連法案を提出することを確認
平成20年 2月13日		法務大臣が成年年齢の引下げについて法制審議会に諮問。
7月		「民法の成年年齢に関する世論調査」公表
平成21年 2月12日		第3回「年齢条項の見直しに関する検討委員会」

6月 11 日	衆議院本会議において衆議院憲法審査会規程を議決	
10月 28 日		法制審議会が「民法の成年年齢の引下げについての意見」を法務大臣に答申
平成 22 年 4月 20 日		第 4 回「年齢条項の見直しに関する検討委員会」 →法律 196 本（政省令を含めると 318 本）が検討の対象になることを確認
5月 18 日	憲法改正手続法の施行	
平成 23 年 5月 18 日	参議院本会議において、参議院憲法審査会規程を議決	
10月 20 日	衆参両院の本会議において、憲法審査会委員を選任 (平成 23 年 10 月から 12 月にかけて衆参憲法審査会が各々 4 回開会)	
平成 24 年 2月 23 日	衆議院憲法審査会（第 1 回） ・日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制に関する件（選挙権年齢・成年年齢の 18 歳への引下げに係る政府の検討状況について）について、政府当局から説明を聴取した後、自由討議（政府当局に対する質疑を含む。）を行った。	
2月 24 日		第 5 回年齢条項の見直しに関する検討委員会 →現段階での関係法令（法律 204 本（政省令を含めると 338 本））と検討状況が報告され、今後の進め方について確認。
2月 29 日	参議院憲法審査会（第 2 回） ・選挙権年齢等を定める法令の規定について、政府参考人から説明を聴取した後、政府参考人に対して質疑を行った。	
3月 22 日	衆議院憲法審査会（第 3 回） ・日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制に関する件（選挙権年齢・成年年齢の 18 歳への引下げに係る課題（教育問題等））について、政府当局から説明を聴取した後、自由討議（政府当局に対する質疑を含む。）を行った。	

未定稿

## 世界各国・地域の選挙権年齢及び成人年齢

- ・選挙権年齢については二院制の国は下院の選挙権年齢を、成人年齢については私法上の成人年齢をそれぞれ記載した。  
 ・選挙権年齢については、国立国会図書館調べ等。成人年齢については、国連人権高等弁務官事務所サイト(<http://www.unhchr.ch/tbs/doc.nsf/>) 同サイト掲載の成人年齢は、国により調査年が異なっている。)及び在日各国大使館への聞き取り調査等を基に作成した。  
 ・「—」はデータが不明又は規定がないことを示す。

平成25年1月現在における調査

国名	選挙権	成人年齢	国名	選挙権	成人年齢	国名	選挙権	成人年齢
アイスランド	18	18	サモア	21	21	パプア・ニューギニア	18	18
アイルランド	18	18	サントメ・プリンシペ	18	18	パラオ	18	18
アゼルバイジャン	18	18	サンビア	18	21	パラグアイ	18	20
アフガニスタン	18	18	サンマリノ	18	18	バルバドス	18	18
アメリカ合衆国	18	(※)18,19,21	シェラレオネ	18	21	パレスチナ	18	18
アフリカ合衆国	25	21	ジブチ	18	18	ハンガリー	18	18
アルジェリア	18	19	ジャマイカ	18	18	バングラデシュ	18	18
アルゼンチン	16	21	シリア	18	18	東ティモール	17	21
アルバニア	18	18	シンガポール	21	21	ブータン	18	女16男18
アルメニア	18	18	ジンバブエ	18	18	フィジー諸島	21	18
アンゴラ	18	18	スーダン	18	18	フィリピン	18	18
アンティグア・バーブーダ	18	18	イスス	18	18	フィンランド	18	18
アンドラ	18	18	スウェーデン	18	18	ブラジル	16	18
イエメン	18	18	スペイン	18	18	フランス	18	18
イギリス	18	(※)16,18	スリナム	18	21	ブルガリア	18	18
イスラエル	18	18	スリランカ	18	18	ブルキナファソ	18	21
イタリア	18	18	スロバキア	18	18	ブルネイ	—	18
イラク	18	18	スロベニア	18	18	ブルンジ	18	21
イラン	18	18	スワジランド	18	21	ベトナム	18	18
インド	18	18	セーシェル	18	18	ベナン	18	21
インドネシア	17	21	赤道ギニア	—	18	ベネズエラ	18	18
ウガンダ	18	18	セネガル	18	18	ベラルーシ	18	18
ウクライナ	18	18	セルビア	18	18	ベリーズ	18	18
ウズベキスタン	18	18	セントクリストファー・ネーヴィス	18	18	ペルー	18	18
ウルグアイ	18	18	セントビンセント・グレナディーン	18	18	ペルギー	18	18
エクアドル	16	18	セントルシア	18	18	ポーランド	18	18
エジプト	18	21	ソマリア	—	—	ボスニア・ヘルツェゴビナ	18	18
エストニア	18	18	ソロモン諸島	18	21	ボツワナ	18	21
エチオピア	18	18	タイ	18	20	ボリビア	18	18
エリトリア	(※)18	18	大韓民国	19	(※)20	ポルトガル	18	18
エルサルバドル	18	18	台湾	20	20	香港	18	18
オーストラリア	18	18	タジキスタン	18	18	ホンジュラス	18	18
オーストリア	16	18	タンザニア	18	18	マーシャル諸島	18	18
オマーン	21	18	チェコ	18	18	マケドニア	18	18
オランダ	18	18	チャド	18	18	マダガスカル	18	21
ガーナ	18	21	中央アフリカ	18	18	マラウイ	18	16
カーボヴェルデ	18	18	中華人民共和国	18	18	マリ	18	18
ガイアナ	18	18	チュニジア	18	20	マルタ	18	18
カザフスタン	18	18	朝鮮民主主義人民共和国	17	17	マレーシア	21	18
カタール	—	18	チリ	18	18	ミクロネシア	18	18
カナダ	18	(※)18,19	ツバル	18	18	ミャンマー	18	18
カボジア	21	21	デンマーク	18	18	南アフリカ	18	21
カーメルーン	20	21	トーゴ	18	18	メキシコ	18	18
ガンビア	18	—	ドイツ	18	18	モーリシャス	18	18
カンボジア	18	18	ドミニカ	18	18	モーリタニア	18	18
ギニア	—	21	ドミニカ共和国	18	18	モザンビーク	18	21
ギニアビサウ	18	18	トリニダード・トバゴ	18	18	モナコ	18	21
キプロス	18	18	トルクメニスタン	18	18	モルディブ	18	18
キューバ	16	18	トルコ	18	18	モルドバ	18	18
ギリシャ	18	18	トンガ	21	18	モロッコ	18	20
キリバス	18	—	ナイジェリア	18	21	モンゴル	18	18
キルギス共和国	18	18	ナウル	20	21	モンテネグロ	18	—
グアテマラ	18	18	ナミビア	18	21	ヨルダン	18	18
クウェート	21	21	ニカラグア	16	21	ラオス	18	18
グルジア	18	18	ニジェール	18	21	ラトビア	18	18
グレナダ	18	21	日本	20	20	リトアニア	18	18
クロアチア	18	18	ニュージーランド	18	20	リビア	18	18
ケニア	18	18	ネパール	18	16	リヒテンシュタイン	18	18
コートジボワール	21	21	ノルウェー	18	18	リベリア	18	18
コスタリカ	18	18	パーレーン	20	21	ルーマニア	18	18
コソボ	18	18	ハイチ	18	18	ルクセンブルク	18	18
コモロ	18	18	パキスタン	18	18	ルワンダ	18	21
コロンビア	18	18	パナマ	18	18	レソト	18	21
コンゴ共和国	18	—	バヌアツ	18	18	レバノン	21	18
コンゴ民主共和国	18	18	バハマ	18	18	ロシア	18	18
サウジアラビア	—	18						

※1 18歳が45州、19歳が2州、21歳が3州。※2 スコットランドでは16歳、他は18歳。※3 18歳が6州、19歳が4州及び3準州。

※4 憲法上選挙権年齢が規定されているが、まだ選挙は行われていない。※5 2013年7月1日より、成人年齢は19歳となる。

○調査対象国(地域を含む。)数.....196

選挙権年齢のデータがある国・地域	190	成人年齢のデータがある国・地域	191
選挙権が18歳(16歳・17歳も含む。)から認められる国・地域	173	成人年齢が18歳(16歳・17歳も含む。)の国・地域	146

(参考) 公務員の政治的行為の制限に関する主な判決例

事件名及び事件の概要

1 猿払事件

【被告人の属性】鬼志別郵便局に勤務する郵政事務官（現業公務員、非管理職で、機械的労務に従事する。）で、猿払地区労働組合協議会事務局長である。

【行為の態様】被告人は、昭和42年1月の衆議院選挙に際し、勤務時間外に国の施設を利用することなく、猿払地区労働組合協議会の決定に従い、日本社会党を支持する目的で、同月8日（同選挙告示日）に同党公認候補者の選挙用ポスター6枚を猿払村所在の6箇所の公営掲示場に掲示し、同月7日から9日までの間に、4回にわたり同ポスター約184枚の掲示を依頼して、郵送等の方法で配布した。本件は、こうした行為が国家公務員法の禁止する政治的行為（規則（人事院規則14-7を指す。以下同じ。）6項13号）に当たるとして起訴された事件である。

2 徳島郵便局事件

【被告人の属性】徳島郵便局に勤務する郵政事務官（現業公務員、非管理職で、機械的労務に従事する。）

【行為の態様】被告人は、昭和40年7月の参議院選挙に際し、日本共産党の徳島地区公認候補者及び同党から全国区から立候補した候補者を支持する目的で、同年6月21日、勤務時間外の午後8時頃から10時頃まで、下分公民館で、両候補者の個人演説会で司会をし、約30名の聴衆に対し投票を依頼する演説をした。本件は、こうした行為が国家公務員法の禁止する政治的行為（規則6項8号）に当たるとして起訴された事件である。

3 総理府統計局事件

【被告人の属性】総理府統計局に勤務する3名の総理府事務官（非管理職で、機械的職務に従事する。）

【行為の態様】昭和40年7月の都議選において、日本社会党の候補者57名及び日本共産党の候補者36名を当選させる目的で、同月9日、被告人Iは、午前8時50分頃から9時7分頃までの間に統計局西門内側附近で、職員組合中央執行委員会の通知として選挙区ごとに複数の政党名及びその各候補者の氏名を記載したビラ11枚を登庁中の同局職員に配布し、被告人Aは、午前9時頃から9時8分頃までの間に同統計局北側の仮門内側附近で同ビラ6枚を配布し、被告人Kは、午前8時45分頃から9時10分頃までの間に統計局南側の裏門内側附近で同ビラ14枚を配布した。本件は、こうした行為が公職選挙法や、国家公務員法に定める政治的行為（規則6項13号）の禁止規定に違反するとして起訴された事件である。

4 むつ営林署事件

【被告人の属性】むつ営林署庶務課労務係に勤務する農林技官（現業公務員、非管理職で、機械的労務に従事する。）

【行為の態様】被告人は、日本共産党を支持する目的で、昭和41年12月下旬から42年1月上旬までの間に、むつ市内において、いずれも勤務時間外の夜間を利用して前後8回にわたり赤旗号外を配布し、42年1月の衆議院選挙に際し、同党所属候補者を支持する目的で、同月8日（同選挙告示日）及び11日（年次休暇の許可を終日与えられていた）に、同候補者の選挙用ポスターを公営掲示場2箇所に1枚ずつ掲示した。本件は、こうした行為が国家公務員法の禁止する政治的行為（規則6項7号、13号）に当たるとして起訴された事件である。

5 全逓プラカード事件

【職員の属性】本所郵便局に勤務する集配課職員（現業公務員、非管理職で、機械的労務に従事する。）

【行為の態様】当該職員は、昭和41年5月1日、勤務時間外に代々木公園で行われた第37回中央メーデーの集会参加後、メーデー参加によるデモに参加し「アメリカのベトナム侵略に加担する佐藤内閣打倒一首切り合理化絶対反対全逓本所支部」と記載された横断幕（横約2.5メートル、縦約1メートルの布製で、両端を竹竿で支えるもの）を掲げて行進した。この記載文言は、全逓信労働組合本所支部により選定されたもので、当該職員がその選定に参加し自らその文言を書くなど指導的役割を果たしたものである。本件は、こうした行為が国家公務員法の禁止する政治的行為（規則6項13号）に当たるとしてなされた懲戒戒告処分の取消しを求めた事件である。

第1審判決	控訴審判決	最高裁判決
国家公務員法 110 条 1 項 19 号は、本件行為に適用される限度において、合理的で最小限の域を超えていた。 →無罪(旭川地判 S43. 3. 25)	無罪判決を維持した。 →無罪(札幌高判 S44. 6. 24)	政治的行為禁止の目的は正当であり、目的と禁止行為との間に合理的な関連性があり、禁止により得られる利益と失われる利益との間の均衡は失われていない。 →有罪(最判 S49. 11. 6)
本件行為にまで刑罰をもって臨むことはその行為と著しく均衡を失するものであつて、法目的達成のための合理的で最小限度の域を超えていた。 →無罪(徳島地判 S44. 3. 27)	国家公務員の政治活動の制限は必要最小限度の域にとどめるべきであり、110 条 1 項 19 号が一律に重い刑罰を科しているのはその限度をはるかに超えている。 →無罪(高松高判 S46. 5. 10)	現行の規定は罪刑の均衡を失し、著しく不合理であるとはいえない。 →有罪(最判 S49. 11. 6、猿払事件最高裁判決と同じ日)
選挙運動を放任すれば、一般国民に行政官庁の公正な運営について不安、不信、疑惑を抱かせることになるので、表現の自由がある程度制限するのは合理的理由がないことではなく、規則 6 項 13 号の規制は、必要最小限度のものに属する。 →有罪(東京地判 S44. 6. 14)	本件行為は、実質的違法性を欠き、刑罰をもって処断するに値する行為とは認められない。第1審判決を破棄。 →無罪(東京高判 S47. 4. 5)	本件行為は、規則に定める行為に該当する。 →有罪(最判 S49. 11. 6、猿払事件最高裁判決と同じ日)
本件の行為にまで制裁を課す国家公務員法 102 条は、必要最小限度の域を超えたものである。 →無罪(青森地判 S45. 3. 30)	本件の事案では被告人の行為に対して刑罰をもって臨むのを相当とする程度の違法性はない。 →無罪(仙台高判 S47. 4. 7)	なし(高裁で判決が確定)。
政治的行為の禁止が適用される範囲を合憲限定解釈により限定し、本件行為は禁止対象に該当しない。 →懲戒処分取消し(東京地判 S46. 11. 1)	非管理職、現業公務員である者が勤務時間外に職務の公正を害する意図なくして行った規則 6 項 13 号に規定する政治的文書を掲示する行為を制限することは、必要最小限度の規制を越えている。 →懲戒処分取消し(東京高判 S48. 9. 19)	国家公務員法の政治的行為の禁止が憲法 21 条に違反するものでないことは、猿払事件判決最高裁判決に照らして明らかである。 →懲戒処分相当(最判 S55. 12. 23)

## 事件名及び事件の概要

### 6 豊橋郵便局事件

【被告人の属性】豊橋郵便局貯金課に勤務する郵政事務官（現業公務員、非管理職で、機械的労務に従事する。）

【行為の態様】被告人は、昭和 42 年 4 月の豊橋市議会議員選挙の際に、同月 18 日、年次有給休暇を得て、勤務時間外にその職務を利用することなく、日本共産党公認候補者の選挙用ポスター 20 枚を、各貼付場所管理者の許可を得て、住宅出入口の戸袋外 12 箇所に貼付して掲示した。本件は、こうした行為が国家公務員法の禁止する政治的行為（規則 6 項 13 号）に当たるとして起訴された事件である。

### 7 大坪事件（高松簡易保険郵便局事件）

【被告人の属性】高松地方簡易保険局に勤務する郵政事務官（現業公務員、非管理職で、機械的労務に従事する。）

【行為の態様】被告人は、昭和 40 年 7 月の参議院選挙に際し、日本共産党公認の 2 人の候補者（全国区及び香川地方区）を支持し、自ら積極的に候補者のため協力したい旨を申し出、日本共産党香川県委員会選挙責任者から選挙運動の計画的行事である両候補者の個人演説会における応援弁士として依頼された。そこで被告人は、同年 6 月 17 日、午後 8 時 40 分頃から 9 時頃までの間に香川地方区候補者の個人演説会において、同月 28 日午後 8 時 30 分頃から 9 時 20 分頃まで間に両候補者の合同演説会において、それぞれ 10 数名の聴衆を前に演説して、両候補者への依頼を勧誘した。本件は、こうした行為が国家公務員法の禁止する政治的行為（規則 6 項 8 号）に当たるとして起訴された事件である。

### 8 堀越事件（目黒社会保険事務所職員国家公務員法違反事件）

【被告人の属性】社会保険庁東京社会保険事務局目黒社会保険事務所に年金審査官として勤務する厚生労働事務官（機械的業務に従事する。）

【行為の態様】平成 15 年 11 月の衆議院選挙に際し、日本共産党を支持する目的をもって、私服で、「しんぶん赤旗号外 10 月号」等を、平成 15 年 10 月 19 日に中央区月島で 13 箇所、同月 25 日に同区晴海で 56 箇所、同年 11 月 3 日祝日に同区晴海で 57 箇所に、それぞれ配布した。本件は、こうした行為が国家公務員法の禁止する政治的行為（規則 6 項 7 号、13 号）に当たるとして起訴された事件である。

### 9 世田谷事件

【被告人の属性】厚生労働事務官（厚生労働省大臣官房統計情報部社会統計課長補佐（総括課長補佐）：管理職的地位の公務員）

【行為の態様】平成 17 年 9 月 10 日正午過ぎ、東京都世田谷区の警視庁職員官舎の郵便受けに「しんぶん赤旗」の号外を配布した。本件は、こうした行為が国家公務員法の政治的行為の制限の違反にあたるとして起訴された事件である。

主な参考資料：中山研一「公務員の政治活動に対する罰則の適用について」『法律時報増刊 新たな監視社会と市民的自由の現在－国公法・社会保険事務所職員事件を考える』（日本評論社、2006 年）198～209 頁、高橋和之「16 公務員の政治的行為と懲戒処分」『憲法判例百選 I [第 5 版]』（有斐閣、2007 年）34 頁、『人事法規集 18 判定・判決例』（ぎょうせい）

注 1：判決部分の網掛けは、有罪又は懲戒処分が相当との場合を示す。

2. : [ ] で囲まれた判決は、猿払事件最高裁判決とそれ以後の判決である。

第1審判決	控訴審判決	最高裁判決
<p>人事院規則は弊害の著しくない行為にも一律に重い刑罰を加える点で、最小限度の範囲を超えており、合憲的解釈をほどこす余地はきわめて少ないので、それが本件のような行為に適用される限りで違憲である。</p> <p>→無罪(名古屋地判 S48. 3. 30)</p>	<p>いったん最高裁の判断(猿払事件判決)が示された以上、下級審裁判所においては、特段の事情が認められない限り、その判断を尊重すべきである。</p> <p>→有罪(名古屋高判 S50. 6. 24)</p>	<p>問題となった人事院規則と国家公務員法 102 条 1 項が憲法 21 条、31 条に違反しないことは、猿払事件最高裁判決に照らして明らかである。</p> <p>→有罪(最判 S52. 7. 5)</p>
<p>下級公務員か高級公務員か、公然であるか内密なものであるか、勤務時間内か時間外か、職務とのかかわりがあるかどうか、聴衆が知っていたかどうか、などの区別は、有機的一体としての行政機関の中立性への信頼を脅かすという点について重要でない。</p> <p>→有罪(高松地判 S49. 6. 28)</p>	<p>猿払事件最高裁判決を受けて、有罪を維持した。</p> <p>→有罪(高松高判 S54. 1. 30)</p>	<p>問題となった人事院規則と国家公務員法 102 条 1 項が憲法 21 条、31 条に違反しないことは、猿払事件最高裁判決に照らして明らかである。</p> <p>→有罪(最判 S56. 10. 22)</p>
<p>猿払事件判決の判示内容に概ね賛同する。</p> <p>→有罪(東京地判 H18. 6. 29)</p>	<p>被告を処罰することは、国家公務員の政治活動の自由に対する必要限度を超えた制約を加えるもので、憲法 21 条 1 項・31 条に違反する。</p> <p>→無罪(東京高判 H22. 3. 29)</p>	<p>本件配布行為は、公務員の職務の遂行の政治的中立性を損なうおそれが実質的に認められるものとはいえない。</p> <p>→無罪(最判 H24. 12. 7)</p>
<p>猿払事件最高裁判決を踏襲した。</p> <p>→有罪(東京地判 H20. 9. 19)</p>	<p>有罪判決を維持した。</p> <p>→有罪(東京高判 H22. 5. 13)</p>	<p>本件配布行為は、当該公務員及びその属する行政組織の職務の遂行の政治的中立性が損われるおそれが実質的に認められる。</p> <p>→有罪(最判 H24. 12. 7)</p>